

**市の保育サービスのご案内**

▼休日保育  
保護者の仕事などで、家庭で保育することが困難な方に。

保育日時 日曜・祝日(年末年始を除く)の午前7時30分～午後6時30分

場所 福生保育園

受入年齢 就学前の児童

保育料 児童1人につき1日2,500円

申込み・問合せ 福生保育園 ☎551・0152

▼一時保育  
保護者の病気や心身のリフレッシュなどで一時的に家庭で保育することが困難な方に。

日数 週3日以内

時間 午前7時15分～午後6時15分(原則8時間以内)

場所 市内認可保育園

受入年齢 就学前児童

保育料 児童1人につき1日2,500円

申込み・問合せ 各保育園にお問い合わせください。

▼病後児保育  
病気の回復期で「まだ、集団生活に戻るには心配」「あと何日かどこかで見てほしい」というお子さんをお預かりします。

保育時間 月～金曜日の午前8時～午後5時

場所 福生保育園病後児保育室(福生1058-11)

対象 市内在住で保育所(認定保育所、無認可保育所を



含む)に通所している児童(定員)1日4人

利用料 1日2,500円、1時間400円(6時間以上の場合は1日料金)

申込み・問合せ 福生保育園病後児保育室 ☎530・2072

▼学童クラブ  
育成時間延長のお知らせ

4月から市内全学童クラブで育成時間の延長を実施します。

延長時間  
【夕方】平日・学校休業日とも午後6時～7時の1時間  
【朝】学校休業日の午前8時～8時30分の30分間

申込み方法 入所する学童クラブで、利用する前月に所定の様式により申し込んでく

## 年金だより

### ■平成22年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成17年度から平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられることとされました。

これにより、平成22年度の保険料については440円引き上げられ、15,100円となります。なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期限内に納めましょう。

▼国民年金保険料は退職(失業)による特例免除があります

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難である場合には、申請により保険料の納付が免除となることがあります。特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行ない、保険料の納付が免除されるものです。対象は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合となります。※配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。

### ■学生納付特例をご利用ください

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合、障害基礎年金等を受けることができなくなりますのでご注意ください。

### 必要なもの

- ①年金手帳(20歳で加入手続きをする方は不要)
  - ②学生証
  - ③認印(本人が署名する場合は不要)
- 問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

### ■国民年金保険料は退職(失業)による特例免除があります

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難である場合には、申請により保険料の納付が免除となることがあります。特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行ない、保険料の納付が免除されるものです。対象は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合となります。※配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。

### 必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
  - ②認印(本人が署名する場合は不要)
  - ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)
- 問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

## 各種手当等振込みのお知らせ

- 高齢者居住支援特別給付金(12～3月分)を、4月9日ごろに振り込みます。  
問合せ 介護福祉課 高齢福祉係 ☎551・1751
- 児童扶養手当を、4月9日ごろに振り込みます。  
問合せ 子育て支援課 子育て支援係 ☎551・1737
- 特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を4月15日ごろに振り込みます。  
問合せ 障害福祉課 ☎551・1742

延長育成料  
【夕方】30分ごとに300円  
※定期利用は1か月あたり2,000円

【朝】30分300円  
※学校休業日の朝30分は夏季休業期間あたり1,500円、冬季休業期間あたり500円、春季休業期間(3月・4月)のみ1か月あたり500円

問合せ 各学童クラブまたは子ども育成課 子ども育成係 ☎551・1733

「子ども手当」の申請手続きが必要な方に申請書をお送りします

子ども手当は中学校修了までの児童1人につき月額13,000円を保護者等に支給する制度です。申請が必要な方は、次の方です。

- ①所得超過等で児童手当を受給していなかった方
- ②新中学2・3年生の児童の保護者の方

4月上旬に申請書をお送りします。同封の案内書をご覧ください。

※3月まで児童手当を受給していた児童分は、子ども

4月から新しいバスで本格運行が始まり、バス停に時刻表が標示されました。申請受付およびパンフレット・時刻表の配布は次



①新しい福祉バス

## 平成22年度分の心身障害者タクシー券・ガソリン券の給付を開始します

対象者

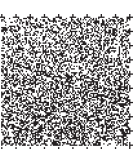
- ◆身体障害者手帳1級・2級及び3級(下肢機能、体幹機能、内部障害)の方
- ◆愛の手帳1度、2度の方
- ◆脳性麻痺の方
- ◆進行性筋萎縮症の方

※一部施設に入所している方は対象外となります。支給限度内で併給もできますが、給付後の変更はできません。

申込み 身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑、ガソリン券を新規申請する方は自動車の車検証を持参し、市役所1階10番障害福祉課へ。

※平成21年度に給付したタクシー券・ガソリン券は4月1日以降使用できません。余った券は返却してください。

問合せ 障害福祉課 ☎551・1742



新小学1年生の方へ、4月1日から使用するマル子医療証を郵送しました。まだお手元に届いていない方は子育て支援課までご連絡ください。

問合せ 子育て支援課 子育て支援係 ☎551・1737

福祉バスの本格運行が始まりました

の施設で行なっています。受付施設福祉センター、子ども家庭支援センター、保健センター、れんげ園、ハッピーウイング、各児童館(田園・武蔵野台・熊川)、市役所(1階9番介護福祉課)、わかぎり・わかたけ図書館、さくら会館

※すでに利用登録証をお持ちの方は、あらためて申請する必要はありません。

問合せ 介護福祉課 高齢福祉係 ☎551・1751

上級手話講習会の開催について

日時 5月11日(平成23年3月15日の毎週火曜日、午前10時～正午(全40回))

場所 市役所第一棟2階会議室

対象 手話講習会中級程度修了者で、本講習修了後、福祉市手話通訳奉仕員として市に登録可能な方

定員 10人程度(応募者多数の場合、選考あり)

費用 受講料及びテキスト代は無料

申込み 4月5日(月)～16日(金)の間に所定の申請用紙に記入のうえ、市役所1階10番障害福祉課窓口へ。

問合せ 障害福祉課 ☎551・1742

助産師と話そう

地域の助産師による無料の相談会です。お一人でもお子さん連れでも、どうぞ気軽にお越しください。

※申込み不要、時間内は出入り自由です。

『助産師からの10分間話』もあります(4月のテーマは「身体を温めて免疫力をあげよう」です)。

日時 4月23日(金)午前10時～正午

場所 子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)

※今回から開催場所が変更となります。

対象 妊産婦、子育て中の母子(0歳児から可)、祖父母等

主催 西多摩助産師会

問合せ 森田助産院 ☎551・0323